

社会福祉法人 慈愛会

評議員及び理事、監事の報酬等の支給の基準

「評議員会」

慈愛会定款第8条（評議員の報酬等）で評議員に対して報酬等は支給しない。2項では、評議員会開催時には費用弁償を支給することができる。

「理事会（理事、監事、第三者委員）」

慈愛会定款第21条（役員の報酬等）で理事及び監事に対して、役員報酬等は支給しない。2項 理事会（役員会）等開催時には費用弁償を支給する。

「決議」

慈愛会の評議員、理事、監事、第三者委員は報酬基準は設定しないで、その都度、会議開催時に費用弁償を支払う事とする。

附則

- ・平成29年5月30日から施行。